

静岡市社会福祉法施行細則の一部改正（案）の概要

1 規則等の案の題名

静岡市社会福祉法施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 改正の趣旨

令和4年4月1日に施行される社会福祉法の改正（別紙2参照）に伴い、社会福祉連携推進法人制度（別紙3及び別紙4参照）が創設されるため、その認定等の手続について様式を定めるとともに、その他所要の改正を行います。

4 規則等の案の内容

(1) 次の様式を新たに規定します。

ア 社会福祉連携推進法人認定申請書

イ 社会福祉連携推進法人定款変更認可申請書

ウ 社会福祉連携推進法人定款変更届

エ 社会福祉連携推進方針変更認定申請書

オ 社会福祉連携推進法人代表理事選定又は解職認可申請書

カ 上記アからオまでに係る認定若しくは認可又は不認定若しくは不認可の通知書

(2) その他

様式の追加に伴う様式番号の繰下げ等を行います。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和4年4月1日